

雇用安定事業等		
名称	雇用安定事業	能力開発事業
委託	政府は、雇用安定事業の一部を <b>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構</b> に行わせるものとする	政府は能力開発事業の一部を <b>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構</b> に行わせるものとする
対象事業	<p>政府は、<b>被保険者等</b>(被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者)に、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる</p> <p>①景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させる事業主その他の労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) <b>雇用調整助成金の支給</b></p> <p>②離職を余儀なくされる労働者に対して、求職活動をするための休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) <b>労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金・再就職支援給付金)の支給</b></p> <p>③定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により、高年齢者の雇用を延長し、又は高年齢等に対し、再就職の援助を行い、もしくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) <b>定年引上げ等奨励金の支給</b></p> <p>④雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により、新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと (例) <b>地域雇用開発促進助成金の支給</b></p> <p>⑤障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であって、省令で定めるものを行うこと (例) <b>特定求職者雇用開発助成金の支給</b></p>	<p>政府は、<b>被保険者等</b>(被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者)に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる</p> <p>①職業能力開発促進法に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、認定職業訓練その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと</p> <p>②公共職業能力開発施設または職業能力開発総合大学校を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する<b>都道府県</b>に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと</p> <p>③求職者及び退職を予定する者に対して、職業講習並びに作業環境に適應させるための訓練を実施すること</p> <p>④職業能力開発促進法に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと</p> <p>⑤職業訓練又は職業講習を受ける労働者に対して、その訓練・講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主に対して、必要な助成を行うこと</p> <p>⑥<b>技能検定</b>の実施に要する経費の負担、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な援助を行う<b>都道府県</b>に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと</p> <p>⑦①～⑥のほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であって、省令で定めるものを行うこと (例) <b>キャリア形成促進助成金</b> (労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、職業訓練の実施等やキャリアコンサルの機会の確保を行う事業主に対して助成するもの)  (例) <b>育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金</b> (育児・介護休業者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置を計画的に実施する事業主等に対して支給される)</p>
就職支援法事業	政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、 <b>能力開発事業</b> として、特定求職者支援法に規定する <b>認定職業訓練</b> を行う者に対して、 <b>助成</b> を行うこと及び特定求職者に対して、 <b>職業訓練受講給付金</b> を支給することができる。	
事業等の利用	雇用安定事業・能力開発事業の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、 <b>被保険者等以外の者</b> に利用させることができる	